

総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の運営体制について 「神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の設置

1 経緯

- 令和4年4月1日から、第2期スポーツ基本計画（H29.3.24文部科学大臣策定）に基づき、全国で「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」が運用開始されます。
- 全国で統一された要件を満たした総合型地域スポーツクラブを登録・認証することでクラブの認知度や信頼度の向上を図り、また、クラブが全国組織と繋がることで公益性の高い社会的な仕組みとして充実した活動を行うことを目指すものです。
- 登録・認証制度の運営主体として、全国の都道府県体育・スポーツ協会が設置する連絡協議会が指定されたことから、（公財）神奈川県スポーツ協会では、生涯スポーツ委員会に、「神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」を設置したうえで、制度の運営にあたります。

2 「神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」の設置に係る諸規程等の整備

- 生涯スポーツ委員会規程
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録審査細則
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録認定細則
- 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録更新審査細則

3 神奈川県スポーツ協会内組織図

